

改正

平成18年3月31日条例第4号
平成20年9月5日条例第32号
平成24年12月12日条例第25号
平成26年3月31日条例第2号
平成27年3月30日条例第12号
平成28年9月23日条例第26号
平成29年3月31日条例第5号
平成31年3月28日条例第6号
令和元年9月20日条例第13号
令和3年6月22日条例第15号

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき同条第1項に掲げる者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる者を除く。以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別職の職員の種別)

第2条 特別職の職員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会委員
- (2) 選挙管理委員会委員及び補充員
- (3) 監査委員
- (4) 農業委員会委員
- (5) 固定資産評価審査委員会委員
- (6) 固定資産評価員
- (7) 執行機関の附属機関たる委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員
- (8) 法第3条第3項第3号に規定する職員
- (9) 法第3条第3項第3号の2に規定する職員
- (10) 法第3条第3項第5号に規定する非常勤の消防団員

(報酬の額)

第3条 特別職の職員の報酬額は、次の各号に掲げる特別職の職員の種別に応じ、それぞれ当該各号において定めるところによる。

- (1) 前条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までの特別職の職員 別表第1に定める額
- (2) 前条第7号の特別職の職員 別表第2に定める額

(報酬の支給方法)

第4条 年額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、その期間の終了する月の20日（その日が休日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は土曜日若しくは日曜日でない日）に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者が特に必要と認めた場合には、期間の中途において、年額報酬を12で除して得た額（以下「月割額」という。）にその者の勤務した月数を乗じて得た額を任命権者の定める日に支給することができる。

3 年額により報酬の額を定められている特別職の職員が、期間の中途において就職又は退職した場合は、月割額にその者の勤務した月数を乗じて得た額を支給する。

4 月額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬の支給方法は、一般職の職員の例による。

5 日額及び時間額により報酬の額を定められている特別職の職員の報酬は、その者の勤務した日の

属する月の翌月15日までの期間内で任命権者の定める日に支給する。

(費用弁償の額及び支給方法)

第5条 特別職の職員のうち、第2条第10号に規定する非常勤の消防団員には、職務を行うために要する費用弁償として、日額3,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額を支給することができる。

2 特別職の職員が、公務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定による旅費の額は、別表第3のとおりとする。

4 前2項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(重複給与の禁止)

第6条 常勤の職員として西東京市から給料の支給を受けている者が特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。ただし、第2条第10号に規定する非常勤の消防団員を兼ねるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(消防団員の報酬の支給方法)

2 平成13年3月31日までの間、消防団員に対する報酬は、第4条第3項の規定に関わらず、月の中途に就職、退職又は失職(以下「就職等」という。)した場合は、在職した月数(就職等をした月を除く。)に月割額を乗じて得た額に、就職等をした月の日割額(月割額を就職等をした月の日数で除して得た額に当該月における在職日数を乗じて得た額をいう。)を加えて得た額とする。

附 則 (平成13年6月29日条例第168号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月27日条例第221号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中環境審議会委員に係る部分は平成14年4月1日から、保谷駅南口地区第一種市街地再開発審査会委員に係る部分は都市再開発法第54条に規定する事業計画の公告があった日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月5日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第7条の規定は、この条例の施行の日以後に第2条第10号に規定する非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)として在職した期間に係る報酬の支給から適用し、同日前までに消防団員として在職した期間に係る報酬の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月30日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平

成26年法律第76号) 附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の別表第1の規定は適用せず、この条例による改正前の西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年9月23日条例第26号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後にした出張に係る旅費について適用し、同日前にした出張に係る旅費については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日条例第6号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月20日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定による通勤に要する費用及び出張に係る旅費が生じた場合の支給の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月22日条例第15号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職名		報酬額	
教育委員会委員		月額	93,000円
選挙管理委員会	委員長	月額	75,500円
	委員	月額	53,700円
	補充員	日額	10,800円
監査委員	識見を有する者	月額	100,000円
	議会選出	月額	59,800円
農業委員会	会長	月額	57,900円
	委員	月額	44,000円
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	15,000円
	委員	日額	13,000円
固定資産評価員		月額	27,100円
法第3条第3項第3号に規定する職員		年額	535,600円以下
		月額	311,500円以下
		日額	30,100円以下
		時間額	3,250円以下
法第3条第3項第3号の2に規定する職員		日額	30,100円以下
消防団長		年額	360,000円
消防副団長		年額	264,000円
消防団分団長		年額	180,000円
消防団副分団長		年額	138,000円
消防団部長		年額	120,000円
消防団班長		年額	108,000円
その他の消防団員		年額	102,000円

別表第2（第3条関係）

職名		報酬額
介護認定審査会	会長	日額 22,000円
	合議体の長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円
障害支援区分認定審査会	会長	日額 22,000円
	合議体の長	日額 22,000円
	委員	日額 20,000円
建築審査会	会長	日額 23,000円
	委員	日額 20,000円
	専門調査員	日額 20,000円
建築紛争調停委員会	会長	日額 20,000円
	委員	日額 18,000円
予防接種健康被害調査委員会専門医師		日額 27,200円
子どもの権利擁護委員		日額 20,000円以上23,000円以下
学校運営協議会委員		日額 2,000円
社会教育委員		月額 29,000円
その他の執行機関の附属機関たる委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員		日額 10,800円

別表第3（第5条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当1日につき	宿泊料1夜につき	食事料1夜につき
実費	実費	実費	実費	宿泊 2,500円	16,000円	1,800円

備考 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、この表に規定する宿泊料から、1,500円を差し引いた額を支給する